

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で野菜、果物、花等の直売所を営
し、生産者から売上げの一部を手数料として得ていた申立人について、風評被害
による売上減少に伴う手数料収入減少により生じた損害（逸失利益）が賠償され
た事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」と
いう。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会
社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目及び期間について和解することとし、そ
れ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目 営業損害（逸失利益）

2 期 間 自 平成23年3月11日 至 平成25年4月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金と
して、金416万6667円の支払義務があることを認める。

第3 既払金の控除

申立人および被申立人は、被申立人が申立人の妻Aに対し、第1項記載の損害
に対する損害金85万円を支払い済みであることを確認する。

当該既払金85万円について、第2項記載の和解金416万6667円と清算
する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅
延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債
権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続きの費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が
署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。ま
た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに
交付する。

平成25年6月17日

（仲介委員 大嶋芳樹）